

## 確 認 事 項

### 1 メンバー表の提出、選手証及びユニフォームの確認について

- (1) 試合開始時刻50分前までにメンバー表を本部に提出するとともに、各日第1試合目についてはメンバー表に記載した全選手の選手証または登録選手一覧を呈示しメンバー表との照合・確認を受ける。
- (2) メンバー表は、次の要領で試合ごとの1部提出する。
  - ・代表者会議時配布された第4種委員会印を押印した受理済のエントリー表を原本とし、コピーして使用する。
  - ・8人の先発要員の先発欄に○印を記入し、さらに、当該試合にベンチ入りしない監督・役員（指導者）及び選手を二重線で抹消して提出する。
  - ・ユニフォームチェック終了後、確定したユニフォームの色に○印を付けて再度提出する。
- (3) 試合開始時刻40分前に、正副2組のユニフォームを持参して審判員によるチェックを受ける。  
(対戦相手と類似色の場合は、話し合い又は主審のトスにより決定する。)
- (4) 交代要員を含む全選手と選手証（含む登録選手一覧）・メンバー表との照合及び用具等の確認を試合開始時刻10分前から受ける。

### 2 ベンチについて

- (1) ベンチに入れる者は、試合ごとの選手20人以内と、登録された監督・役員（指導者）2人以上5人以下とする。  
なお、実施要項13（4）により、登録された監督・役員（指導者）のうち、1名は日本サッカー協会公認指導者ライセンス（D級コーチライセンス以上）を有すること。
- (2) チームベンチは競技のフィールドに向かって左側をトーナメント表の若い番号のチームとし、対戦相手が右側とする。
- (3) ベンチでの携帯電話・カメラ・ビデオ等の使用は禁止する。

### 3 警告・退場について

- (1) 本大会から決勝大会まで懲罰規定上の当該競技会とみなし、本大会終了時点での未消化の出場停止処分は決勝大会に持ち越し適用される。
- (2) 退場を命じられた選手等（選手・監督・役員（指導者）をいう。以下同じ）は次の1試合は出場できない。警告を累積2回受けた選手等も同様とする。
- (3) 本大会の終了時点で累積の警告は消滅し、次の大会には持ち越さない。

### 4 競技場内での飲水について

- (1) 試合中必要に応じて飲水タイム設ける。
- (2) 水以外の“スポーツドリンク”等の持ち込み及び摂取については別に示す。

### 5 審判について

- (1) 1回戦から3回戦までの副審はチーム帯同とし、他は埼玉県U-12サッカー連盟からの派遣審判員が行う。  
(細部：「第1・2日目組み合わせ・副審担任表」参照)
- (2) チームは適任の審判員を選任すること。
- (3) チーム帯同審判員は、諸準備を整えて担当試合開始予定時間45分前に本部に集合し担当主審による審判証の確認を受け、所要の打ち合わせ等を行う。

### 6 天候その他の事由による中断・中止等の場合の処置

- (1) 試合途中で中断した場合、再開後の試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。  
再開できないときは、その時点の得点をもって試合終了とし、同点又は両チーム共に無得点の場合は主審のトスにより勝者となるチームを決定する。
- (2) 試合が開始できない場合は、大会本部が行う抽選により勝者となるチームを決定する。

### 7 その他

- (1) チームの代表者は、自チームの試合開始時刻1時間前までに受付を済ませること。

(2) 試合中のグラウンド外でのアップは指定された場所で行うこと。

ハーフタイム中のグラウンド内での練習は不可とし、試合前のグラウンド内での練習は指示に従うこと。

(3) チームの責任者は、帰る時も必ず本部に報告し「チーム役員証」を返納すること。

(4) 指定された場所以外での喫煙は禁止する。

(5) 弁当容器・ペットボトル・空き缶等のゴミは、すべてチームの責任で持ち帰ること。

(6) 営利目的や選手・スタッフの肖像権の侵害となる写真撮影、およびビデオカメラやスマートフォン等による試合動画の撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また他の観客の観戦や試合運営を妨げる撮影行為をすることは禁止とする。なお、撮影については、(6)に加えて(7)を遵守のこと。

(7) 撮影については以下を遵守する。

① 私的目的以外で、試合及び観客等の写真撮影または動画撮影、並びに撮影した写真または動画を複製することは禁止とする。

② 動画の全部または一部を、インターネットその他のメディアを通じて配信することは禁止とする。

8 実施要項・確認事項の各条項が守られない場合及び大会運営に対し不適切な行為等があった場合、ならびに前3

(2)については、本大会のフェアプレー・規律委員会において審議する。

(JFA懲罰規程による。)